

医療費の自己負担額が高額になったとき（高額療養費）

医療機関等で診療を受けた際、患者には自己負担が発生しますが、その負担額は一月毎に自己負担限度額が決められています。

いったん医療機関の窓口で自己負担額を全額支払った後、その自己負担額が一定の金額（自己負担限度額）を超えたときに、申請によりその超えた分を世帯主に対して「**高額療養費**」として後日支給します。ただし、この対象となるのは、保険適用分のみです。

◆入院や外来で高額な診療を受けるときは、 事前に申請をし、「限度額適用認定証」等の交付を受けましょう◆

医療機関や調剤薬局等の窓口で交付を受けた認定証を保険証等と一緒に提示することで、保険者から医療機関や調剤薬局等に高額療養費を支給することになるため、一医療機関等あたりの自己負担が自己負担限度額までとなります。また、入院時の食事代の負担も軽減される場合があります。

※ 70歳以上75歳未満の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を医療機関等の窓口で提示することで、自己負担が自己負担限度額までとなります。

⇒⇒⇒申請のしかたについては、2をご確認ください

1. 「高額療養費」の支給申請について

- ▶ 医療機関を受診した月の約2ヶ月後、該当世帯の診療月時点の世帯主あてに高額療養費の支給申請についてのお知らせを送ります。
- ▶ 市民課窓口で申請の手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ・ 郵送するお知らせ(高額療養費の支給申請について)
- ・ 医療機関等からの領収書(保険適用分の医療費の金額がわかるもの)
- ・ 世帯主名義の通帳

- ▶ 支給が決定した際は、申請月の翌月中旬頃に市から支給決定通知を送ります。申請月の翌月下旬頃に指定の口座へ振り込みます。

2. 「限度額適用認定証」等の交付申請について

- ▶ 市民課窓口で申請の手続きをしてください。

申請に必要なもの

- ・ 本人の国民健康保険証
- ・ 市民税が非課税の世帯で、入院期間が過去一年間で90日を超える場合
…入院期間が確認できる書類(請求書や領収書など)※食事代が軽減される場合があります。

※ 認定証の適用は原則申請月の初日からとなりますので、ご注意ください。

- 各種申請には個人番号が必要になる場合があります
- 申請の際にはマイナンバーカード(個人番号カード)またはマイナンバーのわかる書類と、顔写真付きの本人確認書類を持参してください。

3. 自己負担限度額(月額)

[70歳未満の場合]

所得区分	高額該当3回目まで	4回目以降
ア (年間所得 901万円超)	252,600円 ○ 医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	140,100円
イ (年間所得 600万円超 901万円以下)	167,400円 ○ 医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	93,000円
ウ (年間所得 210万円超 600万円以下)	80,100円 ○ 医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算	44,400円
エ (年間所得 210万円以下で住民税非課税世帯以外の人)	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税世帯)	35,400円	24,600円

※「年間所得」… 国民健康保険税算定の基礎控除後の総所得金額

※「4回目以降」… 過去12か月以内に、同じ世帯で4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額

◎ 高額療養費の対象となる自己負担額は、同月内の、①医療機関ごと ②医科・歯科別 ③入院・外来別に、21,000円以上ものが対象です。ただし、外来とそれに伴う調剤は合算して計算します。

[70 歳以上 75 歳未満の場合]

所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)
現役並みⅢ (課税所得 690 万円以上)	252,600 円 ○ 医療費が 842,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算 <多数回該当 140,100 円>	
現役並みⅡ (課税所得 380 万円以上 690 万円未満)	167,400 円 ○ 医療費が 558,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算 <多数回該当 93,000 円>	
現役並みⅠ (課税所得 145 万円以上 380 万円未満)	80,100 円 ○ 医療費が 267,000 円を超えた場合は超えた分の 1%を加算 <多数回該当 44,400 円>	
一般 (課税所得 145 万円未満)	18,000 円 [年間上限 144,000 円]	57,600 円 <多数回該当 44,400 円>
低所得者Ⅱ (同一世帯の世帯主及び国民健康保険加入者が住民税非課税で低所得者Ⅰ以外の人)	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (同一世帯の世帯主及び国民健康保険加入者が住民税非課税でその世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を 80 万円として計算)を差し引いたときに 0 円となる人)	8,000 円	15,000 円

※ 「多数回該当」… 過去 12 か月以内に、同じ世帯で 4 回以上高額療養費に該当した場合の 4 回目以降の限度額

※ 年間上限額は、8 月から翌年 7 月までの累計額に対しての適用となります。

◎ 同一世帯で同じ月に、70 歳未満と 70 歳以上 75 歳未満の人がそれぞれ自己負担限度額を超えて負担が発生した場合は、世帯の自己負担額を合算して高額療養費の計算を行います。